

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月30日
【会社名】	サトレストランシステムズ株式会社
【英訳名】	SATO RESTAURANT SYSTEMS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 重里 政彦
【本店の所在の場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階
【電話番号】	(06)7222-3101(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理本部長 田中 正裕
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階
【電話番号】	(06)7222-3101(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理本部長 田中 正裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第49期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件（持株会社体制への移行）

平成29年10月1日を効力発生日として持株会社体制へ移行するため、定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更し、あわせて一部字句の修正を行う。

なお、本定款変更は、平成29年10月1日をもって効力が生じるものとする。

第2号議案 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の新設及び関連する規定の変更ならびに附則の新設を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、重里政彦、重里欣孝、田口剛及び

田中正裕の4氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、寺島康雄、佐藤治正、渡辺正夫及び宮本圭子の4氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額2億円以内と定める。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額5千万円以内と定める。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

任期満了に伴い退任する竹山明宏氏及び、監査等委員会設置会社への移行に伴い退任する田村雅嗣氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における基準に従い、退職慰労金を贈呈する。

第8号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を継続する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	178,482	1,302	-	(注)1	可決 96.53
第2号議案	178,569	1,195	-	(注)1	可決 96.59
第3号議案					
重里 政彦	173,217	7,187	-	(注)2	可決 93.37
重里 欣孝	169,663	10,111	-		可決 91.77
田口 剛	177,629	2,145	-		可決 96.08
田中 正裕	177,554	2,220	-		可決 96.04
第4号議案					
寺島 康雄	177,340	2,444	-	(注)2	可決 95.91
佐藤 治正	177,893	1,891	-		可決 96.21
渡辺 正夫	177,992	1,792	-		可決 96.27
宮本 圭子	178,178	1,606	-		可決 96.37
第5号議案	177,357	2,427	-	(注)3	可決 95.92
第6号議案	177,530	2,254	-	(注)3	可決 96.02
第7号議案	148,245	31,539	-	(注)3	可決 80.18
第8号議案	146,470	33,314	-	(注)3	可決 79.22

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日午後5時までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上